

自然史資料館(仮称)整備事業及びこれに伴う付帯工事 に関する事業認定理由

平成 16 年 12 月 24 日に石川県より申請のあった自然史資料館（仮称）整備事業及びこれに伴う付帯工事（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおり、土地収用法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 土地収用法第 20 条第 1 号の要件への適合性について

本件事業のうち自然史資料館（仮称）整備事業は、土地収用法（以下「法」という。）第 3 条第 31 号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。また、これに伴う付帯工事は、来館者が利用する進入路及び駐車場であり、法第 3 条第 35 号に掲げる施設に関する事業に該当する。

このため、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性について

石川県は、「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」（平成 16 年 3 月 26 日石川県条例第 16 号）を制定し、県が自然と県民のふれあう機会を増やすことを規定しており、石川県教育委員会が策定した「石川県生涯学習振興ビジョン」において、自然史資料館（仮称）（以下「本館」という。）の設置を規定していることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

このため、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性について

(1) 申請事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、近年の急速な都市化により、県民の自然にふれあう機会が減ってきていることから、県民が自然にふれあう機会を設け、自然に対する関心と環境保全の意識を高める環境教育を行い、また、自然環境の研究を行い、環境行政に役立たせることにより自然環境の保全に努めることを目的としている。

また、平成 16 年 3 月に石川県教育委員会が制定した「石川県生涯学習振興ビジョン」において、県民に学習機会を提供し、学習者や学習成果の交流を図り、合わせて学習情報を提供する「生涯学習関連施設の充実」を挙げ本館の設置を規定している。

さらに、石川県には自然史研究施設がないため、自然史資料が他県の自然史研究施設に流出しており、石川県の自然史研究を行ううえで大きな損失となっており、本館の設置により県内の自然史資料の収集を推進し、より充実した自然史研究を進めることとしている。

以上のように、本件事業の施行により得られる利益は相当程度存すると認め

られる。

(2) 申請事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等により、環境影響評価が義務付けられた事業には該当していないことから、環境影響評価は実施されていない。

また、本件事業は、現況の宅地の区画形質の変更をせずに施行するものであり、本件事業の周辺にも民家等がほとんどないことから、自然環境・生活環境への影響は極めて少ないものとする。

さらに、埋蔵文化財についても起業地内に遺跡分布は確認されていないことから、影響はないものとする。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものとする。

(3) 代替案の検討について

本件事業の位置については、金沢大学をはじめとする文教施設や研究機関が集中しており、県内自然史研究団体の多数が活動拠点を置いている金沢市内を選定し、同市内のうち本件事業の必要な敷地の面積（1.5ha程度）を確保できる候補地が3箇所存在するが、

来館者の利用に当たり、バス運行本数が多く交通アクセスが良いこと。

進入路の整備が必要なものの敷地の区画形質の変更が必要でないこと。

廃校となった愛育養護学校及び愛育学園の建物を再利用できること。

北陸大学が近隣に位置し相乗効果が期待できること。

等により候補地の優劣を比較検討した結果、本件事業の起業地は最も適切であると認められる。

(4) 比較衡量

(1)で述べた得られる公共の利益と(2)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(3)で述べたように、本件事業の手法は代替案と比較して最も合理的な手法であると認められる。

以上により、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性について

(1) 申請事業を早期に施行する必要性

先に述べたとおり、石川県には自然史研究施設がないため、自然史資料が、他県の自然史研究施設に流出しており、石川県の自然史研究を行ううえで大きな損失となっている。

また、自然史研究施設の設置を求める声が、「石川県自然史協会」などから何度も寄せられており、石川県議会で「石川県に自然史博物館を実現する会」から本館の速やかな実現を求める請願書が約4万9千人の署名付きで提出され県議会で満場一致で採択されている。

これらのことを踏まえると、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲である認められる。

また、収用の範囲は、本件事業により恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲にとどめられており、収用についても合理的であると認められる。

(3) 収用し又は使用する公益上の必要性

以上にかんがみれば、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。